

平成29年梅雨期における豪雨及び暴風雨による 農林水産関係被害への支援対策について

平成29年8月8日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により、九州地方、東北地方、北陸地方を中心とした各地域の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が一日も早く経営再開できるように、以下の対策を講ずる。

1 災害復旧事業等の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 本年1月に新たにルール化した「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定限度額・採択保留額の引上げ等による災害査定効率化を実施。

2 共済金等の早期支払

農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。

3 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化。
- (2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
 - ② 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

(3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請

4 農業用ハウス等の導入の支援

(1) 経営体育成支援事業（優先採択）により、被災した地域の担い手に対し、農業経営の改善に必要な農業用ハウス・農業用機械等の導入等（災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂の撤去を含む。）に要する経費を助成。

(2) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。

5 営農再開に向けた支援

(1) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成。

(2) 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗確保、被災した集出荷施設等における簡易な補修等に要する経費を助成。

(3) 経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金に係る積立金の納付期限を延長。

(4) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除等を実施。

(5) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家が、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成
- ② 簡易畜舎等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費を助成
- ③ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援
- ④ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

6 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援

(1) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進。

- (2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）により必要な経費を助成。

7 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

- (1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。
- (2) 被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。
- (3) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

8 林野関係被害に対する支援

- (1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。
- (2) 被災した山林の早期復旧を図るとともに、森林の崩壊に伴う倒木等による下流域への流木被害の軽減に資するため、「流木災害等に対する治山対策検討チーム」により、今回の災害を踏まえた効果的な対策の在り方を検討し、治山事業を計画的に実施。

9 水産関係被害に対する支援

流木等による水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応。

- ① 漁場等に堆積・漂流する流木等については、農林水産省、国土交通省、環境省が連携し回収・処理を推進。
- ② 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援。

10 災害廃棄物処理事業の周知

被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

11 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

※ 4 (1)、4 (2)、5 (2)、8 (1)については、別紙の留意事項を参照。

(別紙)

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における留意事項

経営体育成支援事業等による農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

(1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等

(2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 経営体育成支援事業
- 産地活性化総合対策事業
- 次世代林業基盤づくり交付金

平成29年梅雨期における豪雨及び 暴風雨による農林水産関係被害へ の支援対策について

参考資料

平成29年8月8日

災害復旧事業（農地・農業用施設等）の概要

1. 趣 旨

災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

2. 事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

4. 補助率

国費率、補助率：50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。（過去5カ年の実績をみると、農地約95%、農業用施設約98%に嵩上げ）

5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

<背景/課題>

異常な自然災害により、農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合、農林水産業の早期再開・復旧を図るため、被災施設の速やかな復旧が必要です。

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

- (1) 対象となる施設の所有者
農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等
- (2) 対象となる施設
農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設
ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。
- (3) 採択基準及び補助率

		採択基準	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2 / 10	
激甚災害	告示地域*	13万円以上	4 / 10	9 / 10
	その他の地域	40万円以上	3 / 10	5 / 10

※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域
具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

- (4) 補助対象額
被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。
ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

〔 補助率：9 / 10、5 / 10、4 / 10、3 / 10、2 / 10
事業実施主体：農業協同組合、地方公共団体等 〕

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-2142）]

災害関連緊急治山事業

1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

2 採択基準

次のいずれかに該当し、1箇所の新設事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に係る市町村道にあつては、迂回路のあるものを含む。）、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
 - ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
 - ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。
- など。

3 事業主体

都道府県

4 補助率

2 / 3

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-3501-4756）]

治山施設災害復旧事業 (林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

2 事業主体

都道府県
(市町村)

3 補助率

2 / 3
(6.5 / 10)

4 採択限度額

1箇所の工事の費用が120万円以上のもの
(1箇所の工事の費用が40万円以上のもの)

5 対象施設

治山ダム工、土留工、護岸工、集水井工、アンカー工など

注)

事業主体、補助率等の裸書きは負担法、()書は暫定法に基づくもの。

林地崩壊防止事業

1 事業内容

激甚災害法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止するための事業で、国が関係都道府県に補助を行い市町村が実施する事業。

2 事業主体

市町村

3 採択基準

市町村単位に、次のすべての条件を備えること。

- ① 激甚災害（激甚法の規定により指定されること。）により林地崩壊が発生し又は拡大したもの。
- ② 人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの。
- ③ 1箇所の事業費が200万円以上であること。
- ④ 同一市町村で、その事業費の合計額が300万円以上又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの。
- ⑤ 都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率で補助すること。

4 補助率

事業費の1/2以内

5 施行期間

当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降おおむね3年以内。

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」

林道施設災害復旧事業

1 事業内容

林地の利用又は森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業。

2 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

3 採択基準

1箇所の工事の費用が40万円以上のもの

4 補助率

(1) 基本補助率

① 奥地幹線林道（幅員3.0m以上、利用対象森林面積500ha以上）

6.5 / 10

② その他林道（奥地幹線林道以外の林道）

5.0 / 10

(2) 高率補助

① 単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

② 連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

③ 激甚災害指定による嵩上げ

高率補助率（過去5ヶ年の実績）

①・②適用の場合 概ね8.0 / 10

①・②+③適用の場合 概ね9.0 / 10

地方負担分には、起債充当が可能（交付税措置）

5 お問い合わせ先

林野庁森林整備部整備課（03-6744-2304）

公共土木施設災害復旧事業（漁港）

1. 趣 旨

公共土木施設災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害によって被災した漁港等の公共土木施設を復旧することにより、公共の福祉を確保することを目的とする。

2. 事業内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害にかかった施設を復旧する事業。

【対象施設】

- 防波堤、岸壁、航路、泊地、道路等の漁港施設
- 堤防、護岸等の海岸保全施設

3. 事業主体 : 漁港管理者である地方公共団体

4. 国庫負担率

- 当該地方公共団体の災害復旧事業費の総額及び当該年度の標準税収入によって決定。標準は 2/3（北海道、離島、奄美、沖縄は 4/5）。
- 激甚災害法に基づく政令指定により、国庫負担率が嵩上げされる。

5. 主な採択要件

- 1 件あたり都道府県 120 万円以上、市町村 60 万円以上
- 最大風速 15 m以上の風、最大 24 時間雨量 80 mm以上の降雨などにより発生した災害であること。

6. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（03-3502-5638）

梅雨前線豪雨等による災害における「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）」の適用について

平成29年7月九州北部豪雨を含む梅雨前線豪雨及び台風第3号による災害が全国の農地・農業用施設、林道、共同利用施設の災害復旧事業を対象として、激甚災害（本激）に該当する見込みであると発表されたことに伴い、「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化」が今回の災害に初めて適用されます。

1 効率化の内容

- ・机上査定限度額の引上げ：200万円（林道は300万円）未満 → 査定見込み件数の概ね7割（農地・農業用施設は9割）までの額
- ・採択保留額の引上げ：2億円以上 → 2億円を超え採択保留された件数の概ね6割までの額
- ・査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用 など

2 対象施設

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に規定されている農地・農業用施設、林業用施設（林地荒廃防止施設、林道）、漁業用施設、共同利用施設

3 対象区域

今般の梅雨前線豪雨等による災害の農林水産省に対する災害報告における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた区域

激甚災害（本激）に該当する見込みとなった災害報告（平成29年7月20日時点）で算定した結果、対象区域は以下のとおり。

なお、平成29年7月20日時点の災害報告による被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えていない区域であっても、その後の災害報告で超えた場合は、その時点に対応します。

- (1) 農地
秋田県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、広島県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県
- (2) 農業用施設
静岡県、新潟県、石川県、岐阜県、広島県、福岡県、熊本県、大分県
- (3) 林地荒廃防止施設
熊本県
- (4) 林道
新潟県、富山県、石川県、長野県、愛知県、和歌山県、島根県、広島県、福岡県、熊本県、大分県
- (5) 共同利用施設（農業関係）
福岡県

- (6) 共同利用施設（林業関係）
福岡県、熊本県、大分県
- (7) 共同利用施設（漁業関係）
熊本県

4 効率化により期待される効果

- ・机上査定限度額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮します。
- ・採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加します。
- ・査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮します。

5 参考

- ・机上査定とは、原則現地調査により行う災害査定を、会議室等において書類のみで行う査定をいいます。
- ・採択保留とは、事業費の決定見込額が一定額以上となる場合に、事業の採択を現地で行わず本省で行うことをいいます。
- ・平成29年1月13日付けプレスリリース「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunshyo/saigai/170113.html>

被災農業者特別利子助成事業

対策のポイント

平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<背景／課題>

平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者等の農業経営の早急な復旧を支援するため、経営再開に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

1に掲げる被災農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金等について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

- 平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受け資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

2. 借入条件等

(1) 対象資金

- ①農林漁業セーフティネット資金
- ②農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ③経営体育成強化資金
- ④農林漁業施設資金
- ⑤農業基盤整備資金
- ⑥農業近代化資金

※経営体育成強化資金及びスーパーL資金の負債整理関係資金については対象外。

(2) 金利負担軽減幅

最大2%の引下げ（国の利子助成により貸付当初5年間実質無利子化）

(3) 利子助成期間

貸付当初5年間

3. 事業実施主体

（公財）農林水産長期金融協会

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

[お問い合わせ先： 経営局金融調整課 （03-6744-2165）]

漁業経営基盤強化金融支援事業

- 1 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金（漁業経営改善支援資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

（対象者） 認定漁業者

（融資枠） 71億円

（助成内容）

ア 対象資金 公庫資金 : 漁業経営改善支援資金
漁業近代化資金 : 1～5号資金

イ 利子助成の対象となる借入金の上限

公庫資金	: 漁船関係資金	4億5千万円
	長期運転資金、漁具、施設	5千万円
漁業近代化資金	: 1号資金	2億円
	2～5号資金	4千万円

ウ 利子助成期間 漁船関係資金（2億円超過）、その他資金 : 5年
漁船関係資金（2億円以下）（※） : 10年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成（付加生産額の伸び率が15%以上）が見込まれない場合にあっては、新たな計画の認定が必要

- 2 平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図る。

（対象者） 自然災害等の影響を受けた漁業者

（融資枠） 50億円

（助成内容）

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

イ 利子助成の対象となる借入金の上限（災害関連資金の場合）

公庫資金	: 運転資金	1千万円
	その他資金	5千万円
漁業近代化資金	: 1～4号資金	5千万円
	5号資金	1千万円

ウ 利子助成期間 5年

- 3 平成29年度予算額（前年度予算額）
127,269千円（80,375千円）

【お問い合わせ先：水産庁水産経営課（03-6744-2347）】

林業施設整備等利子助成事業（継続）

【平成29年度概算決定額 471,392（454,458）千円】

事業のポイント

林業の成長産業化を実現するため、林業者等の設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築を促進します。

<背景>

戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化を実現するためには、森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通構造の改革を通じて木材の安定供給体制の構築を図ることが重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,365万^m（平成26年度）→4,000万^m（平成37年度）)

<内容>

林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、日本政策金融公庫資金等（森林取得資金、農林漁業施設資金）や民間金融機関の資金（相続等による事業用資産分散防止のための資金）の借入れについて、**最大2%の利子助成**を講じることにより、平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた事業者を含む林業者等の金利負担の軽減を図ります。

【融資枠80億円】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成28年度～平成30年度

お問い合わせ先：

（林野庁企画課 （03-3502-8037））

農業信用保証保険基盤強化事業 (被災農業者支援対策)

対策のポイント

平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者の経営再建に必要な資金の借入れについて、農業信用基金協会が債務保証する際の保証料を免除するために必要な資金を交付します。

<背景／課題>

平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者の早急な立ち直りを支援するため、経営再建に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

次に掲げる被災農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するための措置を講じます。

1. 対象者

- ・ 平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

2. 対象資金等

(1) 対象資金

農業近代化資金

(2) 保証料免除期間

保証当初5年間

3. 事業実施主体

都道府県農業信用基金協会

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2171）]

経営体育成支援事業
 平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における
 豪雨及び暴風雨被害対策

対策のポイント

被災した地域の担い手に対し、農業経営の改善に必要な農業用ハウス・農業用機械等の導入等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により地域の担い手の農業用機械・施設に大きな被害が生じています。
- ・地域農業の発展を図っていくためには、被災した地域の担い手の速やかな営農再開と経営の発展を支援していくことが重要です。

政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

<主な内容>

融資主体補助型

平成29年梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被災した地域の担い手（※1）が融資を受け、農業用機械・施設を導入（※2）する際、優先採択を行い、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

（※1）「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等。

（※2）災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂の撤去も支援の対象。

補助率：定額、融資残額（事業費の3／10以内等）
 事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148）]

産地活性化総合対策事業 (平成29年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業)

【2, 355百万円の内数】

対策のポイント

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により、大きな被害を受けた産地に対し、営農再開・継続に向けた農業用ハウス等の導入や、追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、集出荷施設等の簡易補修等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により、産地において、作物、農地、農業用ハウス等に大きな被害が発生しており、当該産地における農業生産に大きな影響を及ぼしています。
- ・豪雨及び暴風雨により大きな被害を受けた産地が速やかに営農再開できるよう、これに必要な農業用ハウスの設置に必要な資材等の導入や、追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、集出荷施設等の簡易補修等を進める必要があります。

政策目標

- 平成29年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により被害を受けた産地における速やかな営農再開の実現

<主な内容>

被災地における円滑な営農再開を図るために必要となる取組等を支援します。

1. 農業用ハウス等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、農業用ハウスの設置に必要な生産資材の共同購入や、農業機械等のリース導入に要する経費を支援します。

2. 営農再開に向けた支援

被災により必要となる被災ほ場の追加防除・施肥等の栽培環境整備に必要な掛かり増し経費、被災した共済対象外作物の次期作に必要な種子・種苗等の生産資材の共同購入に要する経費、被災した集出荷施設等における簡易な補修に要する経費等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：市町村、農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）]

果樹・茶産地再生支援対策

【29年度予算 5, 660百万円の内数（果樹）】

【29年度予算 1, 511百万円の内数（茶）】

対策のポイント

果樹・茶産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹・茶の改植及び未収益期間に対する支援を行います。

<背景／課題>

永年性作物である果樹や茶については、優良品目・品種への転換や高品質化を加速するため、産地の担い手による改植等を支援しているところです。今般、平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により、倒木や枝折れ等の被害が発生していることから、営農再開に向けた支援策が必要となっています。

政策目標

被災した果樹・茶産地の速やかな再生

<主な内容>

1. 果樹における改植及び未収益期間対策

果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木や枝折れ等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体）

2. 茶における改植及び未収益期間対策

茶産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた茶園の改植、改植に伴う未収益期間等に対する支援を行います。

（補助率：定額
事業実施主体：農業者等の組織する団体）

（お問い合わせ先：
果樹について 生産局園芸作物課 （03-3502-5957）
茶について 生産局地域対策官 （03-6744-2117）

果樹・茶産地再生支援対策

果樹農業好循環形成総合対策事業
茶支援関連対策

果樹・茶産地において、倒木や枝折れによる被害を受けた果樹・茶の改植、未収益期間に必要な経費に対して支援します。

果樹への支援

具体的な支援の内容

果樹農業好循環形成総合対策事業
29年度予算5,660百万円の内数

<① 改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等>

- ・ 23万円/10a (みかん等のかんきつ)
- ・ 17万円/10a (かき、なし、ぶどう、りんご等)
- ・ 33万円/10a (かき、なしのジョイント栽培等)
- ・ 1/2以内 (その他果樹)

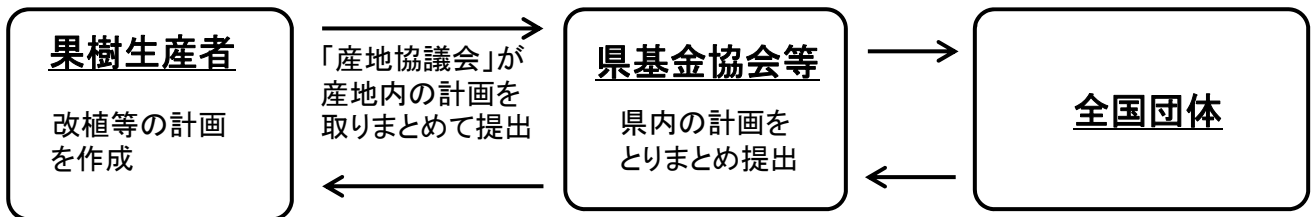
※ 自然災害時の特例として、
①被害果樹の同一品種への改植
②被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」
(被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上)も可能です。

<② 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等>

- ・ 5.5万円/10a × 改植の翌年から4年分 (= 22万円/10a) を一括交付

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



※事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

茶への支援

具体的な支援の内容

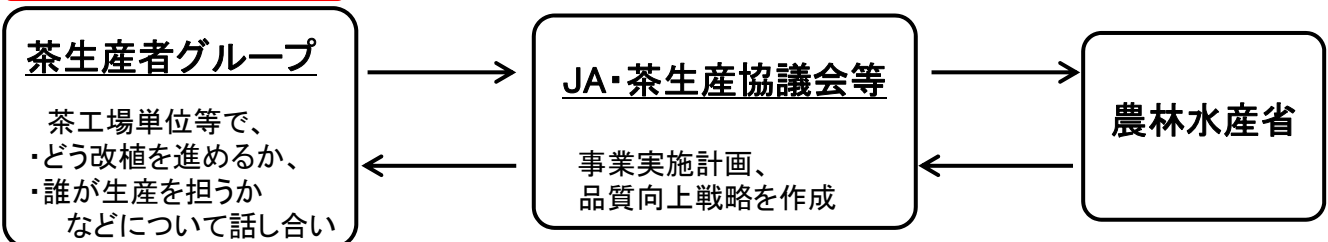
茶支援関連対策
29年度予算1,511百万円の内数

改植等に対して以下の単価で支援 (未収益期間に対する支援も含む)。

- ・ 改植、移動改植 : 29.3万円/10a (異なる品種への改植は 33.3万円/10a)
- ・ 新植 : 12万円/10a
- ・ 台切り : 7万円/10a
- ・ 担い手への集積等に伴う茶園整理 : 5万円/10a
- ・ 棚栽培への転換 : 4万円/10a
- ・ 棚栽培への転換に必要な資材費 : 10万円/10a

手続きの流れ

[計画申請(→)、補助金交付(←)の流れ]



被災された酪農・畜産経営に対する支援策について

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被災された酪農・畜産農家の方々に対して次のとおり支援策を講じます。

1 飼料

(1) 自給飼料の被害に対する支援

自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家に対し、自給飼料の品質低化を抑制するための発酵促進資材や不足する粗飼料の購入経費の一部を支援します。

【粗飼料確保緊急対策事業（拡充）】

＜具体的な補助対象＞・発酵促進資材の購入費助成：補助率1/2以内
・粗飼料の購入費助成：定額(5千円/ト)

(2) 酪農・畜産農家に対する飼料代金の支払猶予（7/6通知済み）

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった酪農・畜産農家に対し、飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請しています。

2 酪農

(1) 被災された酪農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防等の取組等への支援を実施します。

【酪農経営支援総合対策事業（拡充）】

＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内
・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
・乳用牛の預託への支援：補助率1/2以内
・家畜導入の支援：補助率1/2以内(上限：妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭)
・乳房炎の治療・予防等の取組への支援：補助率1/2以内

(2) 酪農ヘルパー利用への追加支援

【酪農経営支援総合対策事業】

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加します。

3 肉用牛

(1) 被災された肉用牛農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等への支援を実施します。

【肉用牛経営安定対策補完事業（拡充）】

＜具体的な補助対象＞・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内

- ・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
- ・繁殖雌牛等の預託への支援：補助率1/2以内
- ・家畜導入の支援：補助率1/2以内(妊娠牛275千円/頭、繁殖雌牛175千円/頭)

(2) 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者積立金の納付免除等の特例措置を実施します。

① 生産者積立金の納付免除

- ・平成29年8～10月納付分の生産者積立金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分(補填金の3/4)を交付します。

② 県を越えて移動した肥育牛を交付対象に追加

- ・平成29年10月末日までに他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
- ・また、他の都道府県の生産者に権利を承継した肥育牛についても、補填金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。

③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加

- ・平成29年10月末日までに満12か月齢以上で販売された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。

4 養豚

(1) 被災された養豚農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理のための資材の供給、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、家畜導入等への支援を実施します。
【養豚経営安定対策補完事業(拡充)】

- <具体的な補助対象>
- ・簡易畜舎等の整備支援：補助率1/2以内
 - ・資材供給、付帯施設・機械の修理：補助率1/2以内
 - ・家畜導入の支援：補助率1/2以内(子取用雌豚40千円/頭を上限)

(2) 肥育豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の8割を補填する【養豚経営安定対策事業(豚マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者負担金の納付免除の特例措置を実施します。

- ・平成29年度第1四半期(平成29年4～6月)分の生産者負担金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分(補填金の1/2)を交付します。

5 その他

(1) 畜産関係の負債整理資金の緊急的融通 【畜産特別支援資金融通事業】

被災による経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日(5月及び11月の末日)に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

(2) (独) 家畜改良センターによる緊急支援

家畜改良センターから、緊急に必要な飼料の供給を実施しています。

【お問い合わせ先】

- | | | | |
|-------|---------|------------|-------------------------------|
| 1 (1) | 生産局 飼料課 | 飼料生産計画班 | (03-3502-5993) |
| | (2) | 飼料課 | 需給対策第1班 (03-3591-6745) |
| 2 (1) | 畜産振興課 | 家畜改良推進班 | (03-6744-2587) |
| | | 牛乳乳製品課 生乳班 | (03-3502-5988) |
| | (2) | 畜産企画課 | 経営企画班 (03-3502-0874) |
| 3 (1) | 畜産振興課 | 技術第1班 | (03-6744-2587) |
| | (2) | 畜産企画課 | 経営安定班 (03-3502-0874) |
| 4 (1) | 畜産振興課 | 中小家畜振興推進班 | (03-3591-3656) |
| | (2) | 畜産企画課 | 経営支援班 (03-3502-0874) |
| 5 (1) | 畜産企画課 | 金融税制班 | (03-3501-1083) |
| | (2) | 畜産振興課 | 家畜改良センター調整班
(03-6744-2276) |

農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

対策のポイント

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた被災農業法人等が従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣することを支援し、雇用の維持を図ります。

<背景／課題>

- ・被災農業法人等は、雇用や農業生産活動の維持が困難となっております。
- ・このため、被災農業法人等が、経営力の習得等を目的に、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣することを支援し、被災農業法人等の従業員の雇用の維持を図ります。

政策目標

被災農業法人等の従業員の経営力習得及び雇用の維持

<主な内容>

被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成します。

（ 支援単価：年間最大120万円
支援期間：3ヶ月～2年間 ）

（ 補助率：定額
事業実施主体：全国農業委員会ネットワーク機構 ）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2160）]

多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

対策のポイント

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨の影響により損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援します。

1. 事業内容

被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨の影響により破損や機能低下した農地周りの小規模な水路の補修等を行う地域共同の取組を支援します。

2. 事業主体

農業者等の組織する団体

3. 補助率

定額

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-6744-2447）

農地耕作条件改善事業

対策のポイント

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨の被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

1. 事業内容

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨の被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う以下の取組を支援します。

(1) 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

○定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

(2) 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「(1) 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

3. 補助率

定額、1 / 2 等

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-6744-2208）

鳥獣被害防止総合対策交付金

対策のポイント

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備による営農活動等の再開に向けた取組を支援します。

1. 事業内容

被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨の影響で鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

3. 補助率

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

4. お問い合わせ先

農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）

次世代林業基盤づくり交付金 (平成29年梅雨等における豪雨被害対策)

対策のポイント

木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備を支援します。

<背景／課題>

- ・平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により、九州地方、東北地方、北陸地方を中心とした各地域の林業・木材産業に甚大な被害をもたらし、製材工場などの建屋や製材機械が大きく損壊しました。
- ・今後、被災地の一刻も早い復旧を図るためには、木材加工流通施設等の復旧・再建を支援することにより、地域経済の早期再生が急務となっています。
- ・このため、木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備に対する支援に緊急的に取り組み、地域経済の再生等を図る必要があります。

政策目標

被災地域における林業・木材産業の再建

<主な内容>

被災した木材加工流通施設、特用林産施設等、被災地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 ）

お問い合わせ先：

（ 林野庁経営課 （03-3502-8055）
林野庁木材産業課 （03-6744-2290） ）

治山事業（公共）

対策のポイント

平成29年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生した流木災害等に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施します。

1. 事業内容

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により発生した流木災害等に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施するとともに、山地災害の危険が高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

2. 事業主体

国、都道府県

3. 国費率

10／10、1／2等

4. お問い合わせ先

林野庁治山課（03-6744-2308）

森林整備事業（公共）

対策のポイント

平成29年度梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した森林作業道の復旧を実施します。

1. 事業内容

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により被災した森林作業道について、間伐等と一体的に行う復旧・改良事業を実施します。

2. 事業主体

都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等

3. 補助率

3 / 10等

4. お問い合わせ先

林野庁整備課（03-3502-8065）

水産多面的機能発揮対策事業

1 目的

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨による流木等の沿岸海域等への流入により、二枚貝などの地域の主要生物資源への影響等が懸念されている。

このため、流木等により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するため、漁業者等により構成された活動組織が行う環境・生態系保全活動を支援する。

2 事業内容

漁業者等により構成された活動組織が行う流木等の回収・処理などの環境・生態系保全活動を支援する。

（事業の仕組み）

都道府県、市町村及び漁業者団体等による地域協議会を設置し、国は地域協議会に交付金を交付する。

地域協議会は、漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対し交付金を交付する。

3 事業実施主体

地域協議会等

4 特例措置

平成29年の梅雨期（6月7日から7月27日まで）における豪雨及び暴風雨により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するために行う環境・生態系保全活動については、通常3割以上の地方費の上乗せを伴わなくとも優先的に採択可能とするとともに、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用。

5 担当課

水産庁計画課 03-3501-3082（直）

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の概要

1.目的

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

2.採択基準

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの
- (2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの
- (3) 漂着量が1,000m³以上のもの

※ 本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。ただし、1事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

3.事業実施主体 : 海岸管理者（都道府県、市町村）

4.補助率 : 1／2

5. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課（03-3502-5638）
農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）